

## 山形県警察災害対策検討委員会設置要綱

### 第1 設置

警察本部に山形県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 任務

委員会は、大規模災害への対応で得られた教訓事項を整理するとともに、この教訓事項や警察庁の各種方針等を踏まえて本県警察における災害対策の見直しを幅広く検討して大規模災害に備えた諸対策の推進を図るものとする。

### 第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

警備部長

委員 生活安全部長

刑事部長

交通部長

情報通信部長

警務部参事官兼首席監察官

警察学校長

警務部理事官兼警務課長

交通部理事官兼運転免許課長

統括戦略官

### 第4 運営

- 1 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、警察署長及び他の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。
- 4 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 第5 幹事会

- 1 委員会に付すべき事項の検討及び総合調整を行うため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備部長

副幹事長 警務部理事官兼警務課長、警備部参事官兼警備第一課長

幹事 警務部参事官兼総務課長、参事兼会計課長

生活安全部参事官兼生活安全企画課長

刑事部参事官兼刑事企画課長  
交通部参事官兼交通企画課長  
警備部警備第二課長  
情報通信部機動通信課長

- 3 幹事会の運営は、委員会の運営に関する要綱の規定を準用する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

第6 専門部会

- 1 幹事会の事務を補佐するため、警察本部の各部及び情報通信部に専門部会を置く。
- 2 専門部会は、幹事会幹事の命ずる事項について調査、検討を行う。
- 3 専門部会の編成及び任務は、別表「専門部会の編成及び任務」のとおりとする。

第7 事務局

委員会、幹事会及び専門部会の庶務を処理するため、警備部警備第二課に事務局を置く。

別表

専門部会の編成及び任務

部会名	部会長	副部会長	部会員	検討項目
警務部 専門部会	総務課長	警務課管理官兼次長	部会長の指名する者	1 予算に関すること 2 宿泊及び給養に関すること 3 被災した警察職員及びその家族の支援に関すること 4 警察施設の被害調査、維持管理に関すること 5 機動装備隊の運用に関すること 6 被災者及びその家族の支援に関すること 7 報道対策に関すること 8 広報に関すること 9 警察安全相談に関すること 10 苦情処理に関すること 11 表彰に関すること 12 その他特命事項に関すること
生活安全 部専門部会	生活安全企画課長	生活安全企画課管理官兼次長	部会長の指名する者	1 被災地の警戒活動及び防犯カメラの設置に関すること 2 犯罪の予防に関すること 3 移動交番及び臨時交番の設置、運用に関すること 4 被災者及び行方不明者の調査、集約に関すること 5 危険物、銃砲、火薬類の保管及び取扱場所に対する指導監督に関すること 6 悪質商法の取締りに関すること 7 インターネット上の流言飛語等による社会的な混乱の防止に関すること 8 警察用船艇の運用に関すること 9 その他特命事項に関すること
刑事部 専門部会	刑事企画課長	刑事企画課管理官兼次長	部会長の指名する者	1 捜査部隊の編成、運用に関すること 2 刑事事件の捜査に関すること 3 檢視及び死者の身元確認に関すること 4 遺族の接遇及び遺体の引き渡しに関すること 5 鑑識活動に関すること 6 通訳、外国人との連絡等に関すること 7 その他特命事項に関すること

交通部 専門部会	交通企画 課長	交通企画 課管理官 兼次長	部会長の 指名する 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通部隊の編成、運用に関すること</li> <li>2 交通の規制、整理誘導及び取締りに関すること</li> <li>3 交通事故原因の検査に関すること</li> <li>4 道路及び交通安全施設の被害調査に関すること</li> <li>5 緊急通行車両の確認、標章及び証明書等に関すること</li> <li>6 交通情報の提供及び交通総量抑制に関すること</li> <li>7 その他特命事項に関すること</li> </ol>
警備部 専門部会	警備第一 課長	警備第一 課管理官 兼次長	部会長の 指名する 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備本部の設置、庶務及び各班の連絡、調整に関すること</li> <li>2 災害概要の情報集約に関すること</li> <li>3 事案対策の検討に関すること</li> <li>4 各種調査に関すること</li> <li>5 警察庁、東北管区警察局等への報告、連絡に関すること</li> <li>6 県災害対策本部との連絡、調整に関すること</li> <li>7 負傷者の救出、救助に関すること</li> <li>8 避難誘導に関すること</li> <li>9 被害の拡大防止及び警戒区域の設定に関すること</li> <li>10 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること</li> <li>11 警察用航空機の運用に関すること</li> <li>12 機動隊、第二機動隊の運用に関すること</li> <li>13 特別派遣部隊の派遣要請・受援に関すること</li> <li>14 その他特命事項に関すること</li> </ol>
情報通信 部専門	機動通信 課長	機動通信 課機動通 信指導專 門官	部会長の 指名する 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察通信施設の保守及び情報通信部に関連する機器の調達に関すること</li> <li>2 機動警察通信隊の運用に関すること</li> <li>3 その他特命事項に関すること</li> </ol>